

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(28) 岸部中5丁目地区 複合住宅地区

c. 屋外広告物

| 屋外広告物の表示に関する重点地区の基準 | チェック | 備考 |
|---|------|----|
| (1) 自家用のみとする。 | | |
| (2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。ただし、立看板、広告旗（バナー等）の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。 | | |
| (3) 映像装置又はこれに類するもの（表示面積が2㎡以下のもので、周囲の景観に配慮するものは除く。）を使用しない。 | | |
| (4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/5以下とし、総表示面積は1建築物につき30㎡以内とする。 | | |
| (5) 地上設置型広告物について、地上から最上端までの距離は10m以内とし、かつ、1基当たりの各面の面積の合計は20㎡以内とする。 | | |
| (6) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。 | | |
| (7) ただし、期間を定め表示するもの又は地区の名称や地区の案内図等で、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。 | | |